

歌 学 の 成 立

中川幸廣

一省誠と誠學と

歌学の成立

『歌經標式』の時代よりは、遙かに下るが『本朝文粹』卷七に収められた「省試詩論」は、詩病が實際上、具体的にいかなる役割を果して いるのかを明示して いてまことに興味い。事の次第は、長徳三(なだち)年七月十七日に行なわれた省試において、「以三学生大江時棟所レ獻詩」、大内記紀齊名誤^{ヨリ}、称レ有ニ病累^{シテ}、抑留^{シテ}強^{ヒテ}処ニ落第^{セキ}一事に對して、大江匡衡が論難を試みたことにはじまる一連の応酬にある。すなわち学生大江時棟の詩に對して紀齊名は下句に「蜂腰病」有るによつて落第と判定し、それに対し文章博士大江匡衡が落第は不当であると論じたのである。事がどういう結着をみたかは明らかではないが、事の評価は小西甚一氏の著書にくわしい(『文鏡秘府論考 研究篇下』71—79頁)。問題は、その試験の可否の決定が、詩病の有無にかかわつて いるとしたら、省試——律令的官制の下で式部省が大学・国学などから推举された官吏候補者に對して行つた試験——によつて出身を試みる学生たちにとって、事はいかに重大であつたかということである。

もちろん、これと等しい状況を、歌経標式の時代に溯って、安易に重ねてみると、いうわけには行かない。しかし、浜成が「作歌のために中国詩学を適用したものであり、実際には実用に適しない失敗作」（小島憲之『上代日本文学と中国文学 下』一三七二頁）であり、また「歌に韻があるということは、『歌経標式』に説いてあるが、それは、漢詩の知識をそのまま歌に応用しようとした説であつてまったく謬見である」（武田祐吉「歌経標式とその歌」『国文学研究歌道篇』）といわれる『歌経標式』を述作し、それもあえて奏聞に供しているのは、確たる目的と必要があつてのことと思われる。後の世の識見は、右のような批判をもたらすが、われわれはその時代と社会に沿つて考えてみなければならない。

武田氏は「この書は漢詩の理論をもつて歌を律しようとしたものであって、またもつて当時の風潮をうかがうに足るものがある」(前掲書)とする。これは正しい。すなわちこの書は、言い方をかえれば、当時の風潮の要求するところに添う形で提出されて来たのである。当時の風潮の内容はまだ検討を要するが、当時の風潮を作りあげる要因の一つに「省試」をめぐる問題があつたに相違はない。

うないと私は考えるのである。

二

『続日本紀』によると、大宝元年(501)三月、大宝律令を施行した時、五位以上の官人は百二十五人(三位以上六人、諸王十四人、諸臣一〇五人)であった。そして青木和夫氏によると、かなりでたらめだった奈良時代末の称徳天皇の時代でも、『続日本紀』にみえる五位になつた人々を総計し、これを五位になつてからの平均寿命で割るという方法で計算すれば二百数十人であろうか(『日本の歴史』3)といふ。また鬼頭清明氏によれば、平城京に居住する官人たちは、『令義解』による養老令の官位令と職員令の定員から数えると、五位以上は九六人であり、実際にはそれをこえる人数がいたとしても一〇〇人前後、六位以下、初位以上の官人の定員は五五九人であり、これに散位寮の散位や左右大舎人寮等の舎人らで初位以上の者を加えてほぼ六〇〇人。史生・官掌・大舎人・伴部・使部を含む、官位令に官位相当の記載のない八省およびその他の下級官人は五九七〇人であるといふ。これらには仕丁に属する力役の人はふくまない(『日本古代都市論序説』四五頁)。

この数字は、たとえ初位であつても官位を持つことがいかに下級階層にとって至難のことであつたかを物語つてはいないか。

『律令』(日本思想大系)の解説によれば、「官位令の構造は、職員令の規定する各官庁の構成人員のうち、長官・次官・判官・主典の四等官や諸博士・諸師のような品官、つまり雜任(史生・伴部ら)以下に対する管理職的な諸官のみを、三十階に分けて配当した」(五〇五頁)といふ。すなわち初位の位といふと管理職な諸官に入るの

であるから、まして五位の位は、内階出身コースである真人・朝臣姓氏と歴代相襲の宿祢姓氏の人たちを除いてほぼ不可能といつてい。すくなくとも、わが国における上級官人層は、内舎人以下を経由するコースをとつて昇進する五位以上の子孫によつて再生産されるべく構想されていたからである(前掲 五九七頁)。すなわち「選叙令」によれば、子孫に蔭位がつくのは五位以上の場合のみの特權である。念のため蔭位を表にすると左のごとくである。(但し、皇親は除いてある。外位は内位に準ずる)。

	嫡 子	庶 子	嫡 孫	庶 孫
一 位	従五位下	正六位上	正六位上	正六位下
二 位	正六位上	従六位上	従六位上	従六位下
三 位	従六位下	従六位下	従六位下	正七位上
正 四 位	正七位下	従七位上		
従 四 位	従七位上	従七位下		
正 五 位	正八位下	従八位上		
従 五 位	従八位上	従八位下		

すなわち、その再生産の具体的な様相は、野村忠夫氏によれば左の如くである(『官人制論』三二頁)。

○蔭子孫 内舎人(または諸舎人)→判官級
(内長上級)(内分番)
○位子・白丁 諸舎人→史生級→主典級→(まれに判官級)
(内分番)(内長上)
念のために簡単な注をつければ左の如くになろうか。
内長上(毎日出勤を原則とする、官位令に載る官人。外長上は郡司以下)。

内分番（官掌・史生・舍人・兵衛・使部・伴部等、当番と非番に分れて隔日に勤務する人々。位階は授けられることもあるが官位相当はない。『律令』（前掲書）によると、厳密な意味では官人とはい難いとしている）。

位子（律令制の官位任用資格の一つで、内六位以下八位以上の嫡子を原則とし、兵衛不足のときのみ庶子を含むことがある。大学へは情願入学ができた）。

そして野村氏は次のとく結論される。「二〇代で貴族官人に昇叙して、やがて上級貴族官人に到達する蔭子・孫出身者を抽出できる一方、五〇年、三〇年の官人生活を送りながら下級官人とどまる位子・白丁出身の姿がみとめられるのである。そして階層的な大枠をこえて、より上層に進出した官人には、いわゆる徳行才用主義の名のもとで、好条件の重複を認めなければならない。ここにはある種の古代的な合理主義があつたのである。

しかし、その散発的な形の進出も。官人個人としての進出にとどまることが多く、必ずしもその氏（家）の階層的な上昇と定着とを意味しないのである」（前掲書三三頁）。

ここには悲しいばかりに厳しい古代の知識人の現実がある。そしてわれわれは、万葉歌人の中にもそういう人々を見ることができるのである。

たとえば、田辺史福麻呂である。彼は、万葉集の中にその個人歌集の名までとどめた。そして越中守大伴家持に歓待され、巻十八の巻頭をかざる歌々をなした。その彼は造酒司の令史であつた（天平二十年三月）。官位相当は大初位上である。内長上の官ではあつても、八位にも及ばぬ官人である。

また、大伴宿祢池主がいる。彼は大伴家持が天平十八年（歎）に

越中に赴任したとき、その国の掾であつた。上国掾の官位相当は從七位上である。彼は家持とともに漢詩倭歌をなしたが、彼なくば越中での家持の歌のあり方は大いにちがつていたに相違ない。彼の極官は式部少丞で從六位上であつた。奈良麻呂の乱に与し、おそらくは杖下に死した。

また、天平二年（七三〇）、大伴旅人主催の梅花の宴の雅会に参考して歌を詠じた三十二人の官人たちの位階は官位相当を考慮すると次の如くである。

三位	一人
四位	二人
五位	五人（外位一人を含む）
六位	六人
七位	三人
八位	六人
初位	六人
無位	三人
計二十四人	

すなわち六位以下の官人が七五%を占める。彼らには歴史の脚光は当らない。それどころか、彼らのほとんどが、ここに歌一首がとどめられなければ、永遠にその名は埋没してしまう人々であつた。たとえば、小野朝臣国堅がいる。彼は末席にして歌を詠じた（5・八四四）。正倉院文書によると彼は天平十一年にはじめて無位から大初位上になつたらしく（『万葉集』2補注・小学館）。角田文衛氏による「天平十八年十一十二月において大倭金光明寺造営は、左の人びとによって進められていた」として、市原王、佐伯今毛人、国君麻呂と共に四番目に、大初位上小野朝臣國方くにかたをあげておられる（『佐

伯今毛人』九二頁)。彼はおそらく大学からの登庸試をもへず、まず官人見習のトネリとして勤務評定を重ねながら、一〇〇年、三〇〇年と働き、なお下級官人などまざるをえない典型的な官人の一人であつたろう。律令国家の実務は彼らによつて支えられていたのである。^(注1)そして万葉集の無名作家たちもかかる人たちが多かつたろうと私は考へつづけて来た。

また小島憲之氏校注『懷風藻』の「詩人小伝」を読んでいて、ものがなしい思いを懷くのはひとり私だけであろうか。彼らの多くはおそらく、初位および八位からの出身である。それから刻苦精励して五位の地位にようやく辿り着く。そして、そこの地位が極官なのである。私は多くの山上憶良をそこに見る。

中西進にこれらの詩人たちをさまざまに分析した論文があつて興味深い(「薄官文面に遊ぶ」『万葉史の研究』)。

ちなみに位階の面から見ると、懷風藻の詩人六四人中、天皇(一)、皇太子(一)、僧(四)を除く五八人のうち、極官によつて考へると五位は二六人(一人外位)、以下は七人であり、四位以上は二五人である(うち諸王八人)。さらに諸王を除けば、五位以下三二人にたいして四位以下十六人。二対一の比率になる。^(注2)

中西氏は次のとく言われる。「ほんの一・首をとどめて、もしこの詩を採られなければ永遠に埋没してしまつたかもしだい作家は下級官人群であった。華やかな高級文人の作を、巾広く部厚い基盤となつて支えたものが、当時の多数の下級官人群であつたのだろう。華々しい高級官人の数人を推し立てながら、從五位下に代表されるような、半ば歴史から埋没しかかつた下級官人群によつて作り上げられたのが、風藻の世界であつた(前掲書七二〇頁)。

蔭位のない位子たちにとつて貴族官人への道は、はるかに遠い。まして文筆の力のない者には下級官人への道さえきびしい。したがつて彼らは漢学の才を必死になつて身につけるよりほかに出身の方法はなかつたのである。そして後でふれるが情願による大学への道が彼らに向けて開かれた唯一の希望の道であつた。詩を作ることさえ、それは単なる遊びではなかつた。小島氏が言われるように「官人の若干が曲りなりにも詩を試みたことは、やはりそれなりの理由もあるう。作詩することは、「策問」に応じることにもかなり似て、およそ官人道につながり、時には昇進街道への多少の手がかりとなる」(『古今集以前』二九頁)からでもあつた。

三

「学令」における大学入学資格は次のようにある(前掲『律令』の訓み下しによる)。

「凡そ大学の生には、五位以上の子孫、及び東西の史部の子を取りて為よ。若し八位以上の子、情に願はば聽せ。」

ここでも五位以上の子孫は特権を持っている。しかも「選叙令」によれば

「凡そ秀才の出身は、上上第に正八位上、上中に正八位下。明経の上上第に正八位下、上中に從八位上。進士の甲第に從八位下、乙第及び明法の甲第に大初位上、乙第に大初位上、乙第に大初位下。其れ秀才、明経、上中以上得て、蔭有らむ、及び孝悌表顕せられたらば、本陰、本第に一階加へて叙せよ。」とあり、省試コース最高の秀才上上第で正八位上にすぎず、これは正五位嫡子の蔭階にすぎない。さらに「凡そ両つに出身すべくは、高きに從へて叙せよ。」と

あり、二種以上の出身資格のうち高い方をとるとすれば、蔭位のあるものは当然高い方が叙位されることになる。

結局「大学寮は貴族官人の子弟にとって、いわば儒学的教養取得の一手段にすぎなかつた、と推測せざるをえない」(『官人制論』七六頁)ということにならう。彼らは、二一歳になれば学の成否を問わず、内舎人諸舎人の出身コースへ配転して行くのである(「学令」²¹被解退条)。

『続紀』天平十一年に次の記事が載る。「八月丙子、太政官处分、式部省蔭子孫并^一位子等^二、不^レ限^ニ年^三、高下^一、皆^ニ大学^二、一向學問^三焉。」これは就学を忌避しがちな蔭子孫に向けられたのであつたらう。しかし、何と言つても官人の多数をしめる位子たちにとっては、大学から省試を受けるコースが最良の出身の方法であつたのだから、彼らが大学寮における実質的な研学の中心になるのが必然であつたろうし、刻苦精励を自からに課されなければならなかつたであろう。

たとえば、そうして出身した官人に吉備真備と佐伯今毛人とがいれる。真備の薨伝には右衛士少尉下道朝臣国勝の子とある。正七位上相当の下級武官の子に蔭位はない。彼は情願して大学寮に入り、省試を受けて從八位下を授けられ、二十二歳で留学生に選ばれ、翌年

二十三歳で入唐し、十九年の留学生生活を経て天平七年帰朝した(宮田俊彦『吉備真備』)。右大臣に至つたのは、努力と才能と好運とによるものであろう。

今毛人の父は、天平三年(七三)外從五位下に叙され、右衛士督に任じられた人足である。彼には蔭位があるが、角田文衛氏によると、彼は最初から正八位下を帯びていたと推測されるので、父の蔭

によらず、実力で秀才科(文学科)の採用試験に「上の中」の成績で合格したとされる(『佐伯今毛人』七九頁)。彼も父の位階をはるかに越えて正三位にまで至つた。彼らには特別な好条件の重複があつたろう。しかし、いずれにしても、彼らの勉学の成果は、彼らの位階にただちにつながつていたのである。

もっとも、上層貴族官人が勉学に励まなかつた訳ではない。たとえば不比等(正二位)の孫、武智麻呂(正一位)の次男、藤原仲麻呂は逆賊として斬首されながら、その伝に「率性聰敏、略涉書記、從大納言阿部少麻呂」、学^レ筆^{サシ}、尤精^ニ其術^{シテ}とある。率性聰敏ニシテ、ホボ書記ニ涉ル。とは学識文才の秀れた人にのみ使う評語である。文人の首として石上宅嗣とならぶ淡海真人三船の卒伝が「性識聰敏ニシテ、群書ヲ涉覧シテ、モットモ筆札ヲ好ム」であり、『歌経標式』の浜成の薨伝が「群書ニ涉リ、頗ル術数ヲ習フ」である。ともかく、大納言を算術の個人教師にするなどは不比等の孫にしてはじめて可能であろう(もともと仲麻呂の母の出身によるというのが岸俊男氏のお考えである『藤原仲麻呂』)。さらに『家伝』下には、父武智麻呂の教育熱心が次の如くに見える。「使学博士門下、屢奉絹帛、勞遺其師」。ここに高級貴族子弟の恵まれた教育のあり方を見ることができよう。

さらに家伝には、武智麻呂自身が大学の頭、図書の頭として大いに文化的に活躍したこと、及び神龜の頃、毎秋九月、翌^{ナガ}宜の別業に文人才士を集めて文会を開き、時の学者たちは競つて参会を望んだことを記す。

この頃、長屋王も、作宝樓でしばしば詩宴を開いている。この傾向が時代の大きな潮流であったことを示していよう。たと

えば養老五年（721）正月には諸学芸の優秀者に賞賜が行なわれても

いる。その中に明經、明法、筆術、医術等とならんで「文章」があることに注目すべきであろう。これはやがて大学寮文章科が成立する基盤を物語るものであった」（『律令政治の諸様相』二四一頁）。

そして神亀三年（726）九月『続紀』には次の記事が載る。「庚寅十五、

歌学の成立

内裏生玉来、勅令朝野道俗等、作玉来詩賦」として「壬寅廿七、文人一百十二人、上玉来詩賦」と。この百十二人の文人の数に注目しておくべきであろう。また神亀五年三月の記事は次の如くである。「己亥三、天皇御鳥池塘、宴五位已上、賜祿有差、又召文人、令賦曲水之詩」と。かかる時代の思潮から、同年七月二十一日の勅で、文章博士（正七位下）一人が置かれて文章科が明法科から独立する端緒が開かれたのである（『令集解』「官位令正七位」条）。そして、文章科は天平二年（720）三月の大政官奏によって、

明經生とは別枠に文章生二十人が設定され、文章得業生二人も許され、独立が完成する（『令集解』「職員令大学寮」条）。

文章道にはいるには、大学寮の試験を受けて擬文章生となり、次に式部省の文章生試を受験して文章生となる。その中から二名が選抜され文章得業生（特待生）となり、七年以上勉学ののち、文章博士の推举により方略試をうけて秀才となり、秀才是さらに対策を受けたのち官に任ぜられた（竹内理三『日本史辞典』）。

したがって経国集の対策文の一部も秀才科のものであろう（『律令』頭注）。明法科は、なんといっても辛うじて五位程度を到達の限度とする技術的な官人の養成そのものが目的であったが、文章科は、秀才試・進士試という官人採用試験のいわば主流をふむための受験技術的なものの修得を目的としたのである（前掲『律令政治の諸

様相』一四三頁）。

したがってこの文章科創設はやがて生まれる新しい出身方式構成、つまり伝統的なトネリ出身コースを基調とした構成から、貢举——省試出身コースが一定以上の比重を占める構成への端緒になった（前掲『官人制論』七八頁）といえるのである。

具体的にはそれは次のようなことである。まず宝亀二年（771）に、有位者の省試合格の場合、位階に一等を加えて叙するということがらはじまり、延暦一三年（794）には、有位者が合格した場合、これまでの帶位の上に第階を加叙するという方針に展開した。それは、たとえば從八位下の官人が進士乙第（第階は大初位上）に合格したケースでは、無位から大初位までの四階を加えて從七位下に叙するという方式である。これは加叙規程の飛躍的な展開であるといえよう（『官人制論』八七頁）。

狂乱をはらんだ天平末の時代が終息し、光仁天皇が擁立された翌年のことである。律令制再興の意気込みが感じられるのである。したがって学問は奨励され、尊重され、必要とされるのである。そして貢舉——省試コースは、今までと比較にならない重みを持つようになる。

『歌経標式』の成立もまさにこの思潮の中についたことに思いを及ぼすべきであろう。

ちなみに、文章生の試験は次のようにあった。「凡補文章生」者、試詩賦、取丁（異本下）第口上」（『延喜式』第十八式部上）。詩の審査はむずかしい。したがって、できるだけ形式審査ではねた方が良い。村上哲見氏は宋代の科挙についてではあるが次のように言われる。形式審査となれば「散文よりも韻文の方が網にかかりやすいの

は自明の理である。試験官の方も判定を誤ると責任を問われるであろうから、うつかりはできないし、韻文の方が約束ことが多く、違式があれば明白で議論の余地がないから、試験官も安心してはねることができる」「だから韻の分類がどうなっているかということは、試験官の方からも重大問題」（『科举の話』一五〇頁）であった。

詩の韻の約束ごとがいかに重要かわかる。詩病とは、韻の置き方の、約束ごとのちがいである。最初にふれた省試詩論はまさにこの点にもかかわる論争であった。韻一個のちがいが及落をきめたのである。それは受験生の出身のコースにかかる重要な問題であった。ただ指摘しておかなければならぬのは、この場合論争者が自らの理論を提出して争うのではなく、互に典拠となるべき文献を金科玉条としたことである。それは平頭とか蜂腰とかの諸病を、声調の美と調和を欠くものとしては実感できない、日本民族が持つ一つの限界であった。

四

中西進氏は光仁朝を安定した、穏かな、守旧的なものとしてとらえる。そして、そこに大伴ら旧氏族の蘇る余地があつたことを指摘し、万葉集成立の基盤も歌経標式や三船東征伝（宝亀十年）の成立も、この朝の文化的側面において見る（「宝亀」「万葉史の研究」）。

伊藤博氏は宝亀二年を、万葉集十五巻本の増補の発案のなされた年とされる。発案者は正三位大納言大中臣清麻呂、その実際の集成者は大伴家持であった。彼は光仁朝とともに中央政界に復帰し、都へ腰を落ちつけ、春の季節を迎えていたからである（「二十巻本万葉集の形成」『万葉集の構造と成立 下』）。

文化は複雑の相のもとにおいて眺めるべきであろう。すなわち、漢風讚美の思潮と、守旧的な思潮とのせめぎあいの渦の中から、漢詩の理論をもつて倭歌を律せんとした『歌経標式』が成立して来たからである。宝亀三年（七三三）五月のことであった。

ところでその時に焦点を合わせれば、宝亀二年から三年初頭にかけて、群書ニ涉ッタ藤原浜成と、文人ノ首淡海三船が密接な関係にあり、親しく詩論をたたかわせ、官人採用の制度について語ったことはまず間違いないことと思われる。そして、倭歌の論にまでわかつたに相違ない。その推測の根拠は、宝亀二年七月から、翌三年四月まで、二人は刑部省の長官と次官であったからである。從四位下（十一月に從四位上）の浜成は卿であり、正五位上の三船は大輔であった。三年四月、浜成は參議を兼ね、同じく四月、三船は大学頭と文章博士を兼ねて大学寮へ転出した。したがって、一年に足らない期間であるとはいえ、二人は仕事の合間に役所の一隅で、あるいは私的な場で、詩論を談じたであろう。

三船の大学頭、文章博士への転出も、文人の誇り高く、とかく圭角のあらわれがちだつた浜成をして歌経を書かせる十分な刺激であった。参議への進出も彼の意氣を高からしめたのではなかつたか。そこから詩病を応用した歌病論が出て來るのである。

詩論を成り立たせる大きな要素は、詩^{ボエトリー}とは何かということ、一篇の具体的な詩がよい詩^{ボエトリー}であるかどうかを言い得てゐることである。少なくとも理論の才能だけでは後者の答えは出でては来ない。T・Sエリオットは「批評の基本は、よい詩を選び、わるい詩を斥ける能力」（『詩の効用と批評の効用』鈴川信夫訳一九頁）であるといふ。それは正しかろう。とすれば、良い詩を選ぶことのできなか

つた浜成の詩論には基本的な欠陥があつたと断じざるをえない。それがまた「歌学」でしかありえなかつた理由でもあらう。それでも

あえて論をなしたのは、当時、漢詩の理論の持つ権威がいかに重く大きかつたことを示すものである。

和歌には和歌創作の心と原理があり、こしらえ物の詩病模倣の不合理を自信をもつて否定するには、俊成の『古来風体抄』をまたねばならなかつた。とすれば、浜成歌経の欠陥は、多く時代の限界に帰さねばならないのである。

五

歌学の成立

歌学の源流が人麻呂にあると喝破したのは伊藤博氏である。氏の論は、いくつもの論文が相互に補完し合つて精緻で強固な体系をなす。したがつて単純な要約は誤解をまねくがまづ「歌集」の成立から取り上げてみる。

「万葉の和歌集は、和歌史上、最も早い時期に明確な形態をとつたところの人間の個の宣言であつたといつてよいだらう」（『万葉の私歌集』『万葉集の歌人と作品上』六八頁）として、その中で、わが国最古の「歌集」が人麻呂歌集であったことを論ずる。そして論証を重ねたのち、人麻呂が、「歌集」という名を立てたばあい、「人麻呂にとつて、『歌集』とは『詩集』（中国の詩の集）に対立する「日本の歌の集」の意だったにちがいない」とし「歌」が「詩」に対して表現のジャンルを自認した最初の時ほど、「歌」ということばの自立性の高い時はなかつた」（『歌集』ということ』『万葉集の表現と方法上』三〇頁）と結論するのである。それは氏が人麻呂作歌を分析し「人麻呂が「歌」とは何かを明確に自覺していた歌人であつた」（『石見

相聞歌の構造と形成』『万葉集の歌人と作品上』）ことを論証することと関連する。

さらに氏は、正述心緒、寄物陳思という、巻十一・十二の表現方法による分類を具体的な作品にそつて緻密に分析し、次のように結論する。「……に、「正述心緒」「寄物陳思」が人麻呂自身の発したことばであり、この二部立を押し立てる人麻呂自身の操作による歌集の存在したことを確認することができたのである」と。たしかに、「この確認の意味するところは文学史的にはなはだ重い」（『寄物陳思と正述心緒の論』『万葉集の表現と方法上』四〇二頁）。何となれば、鬱結の情、屈したる心を言語によつて伸ばし散するのが詩であるというのに、中国や日本の伝統的な文学観であった。そして、古今集の序がそうした文学観の明確なものの始発であると考えられて来た。それを「右の確認は根こそぎくつかえてしまふからである」（前掲四〇二頁）。したがつて、日本の歌学の源流は、人麻呂の詩の自覚にあつたと断定することができるとするのである。

右の結論は正しいであろう。

その上、渡瀬昌忠氏は、実に厳密な実証的な論証を経て、人麻呂歌集常体歌に季節分類がなされていたことを証明している（『季節分類の論』『柿本人麻呂研究 歌集編上』）。これもまた重大な文学史的問題であろう。

何故なら人麻呂常体歌の編集が八世紀の初めであるとしたら、この歌集の季節分類はおどろくべき早熟さであるといえるからである。「空間的に奪はれた自然を無理に時間的に恢復したやうなもの」（『日本文学の環境』）として、「みやこ」の持つ極端に鋭敏な季節感を平安朝の文学に見たのは高木市之助氏であるが、少なくとも、王朝

の歌集にまつすぐにつながる自然のうつろいの美に対する感性の熟成とその定着は、巻八・巻十に見えるところでは、ほぼ平城京成立以後のように思われるからである。

七世紀末から八世紀初頭にかけて古代国家にとって最高度に重要な施策がつぎつぎになされて来る。それは律令の完成と正史の完成であり、またその律令体制の具体的な実現としての、またその機能の中核としての、都城の完成がある。その上、真木悠介氏は、「時間の普遍性」を要求しつつ古代国家の官僚制が立ち現われて来ることを次のとく論ずる。「時刻の測定と周知とは暦制の整備および年代記の編纂とともに、抽象化された普遍性としての時間のシステムの制定として、律令制国家の確立の過程と表裏をなしている。それは同時に、近江京、藤原京、平城京とつづく、自生的な共同体から抽象された都城の空間の合理的な設営とも照應している」（「古代日本の時間意識」「思想」六七七号）と。渡瀬氏はもちろん暦法の問題にふれた（六九〇年、儀鳳暦採用、六九八年、儀鳳暦に統一）。人麻呂歌集の季節分類の発生も、国家と時間の問題に関連づけて考えなければならぬ部分を含み持つのかも知れない。

ともあれ、天平二年（七三）七月、憶良は次の書翰文を書く。「意内多端にして、口外に出だすこと難し。謹みて三首の鄙歌をもちて、五歳の鬱結を写かむと欲ふ」と。これは、憶良に至って、文学的な自覚が一段と深まつたことをあらわす。

そして天平勝宝五年（七三）二月、大伴家持作の巻十九巻末三首の歌と左注は、歌そのものが深い文芸的な自覚と理論とに支えられて、すぐれた創造に至り得たことを示している。そこに至るまでの和歌の歴史の展開は単純ではなかった。

しかしあえて再度、学制にこだわれば、秀才になるための方略（論文二題）の採点基準は次のようにあった。

「凡そ秀才は、試みむこと、方略の策二条。文理俱に高くは、上上と為よ。文高くして理平ならむ、理高くして文平ならば、上中と為よ。文理俱に平ならむ、上下と為よ。文理俱に平ならば、上下と為よ。文理粗通せらば、中上と為よ。文劣くして理滞れらば、皆不第と為よ」（「考課令」「律令」）。この文には受験者に対して、格調の高い筋の通った高度な文章力が要求されていることが理解される。

天平十九年（七三）三月五日の家持あての大伴池主の書翰に、明らかに六朝の文芸論による次の一句がある。「聘思非常、託情有理」と。この句の意味は「[文]と[理]とが述作に必要な要素であることを意味する」（『国風暗黒の時代』中(上)七三四頁）。とすればこの文は令の文と似通う。もつとも令の文は、唐六典に依つたもので六朝文学論に依つたものではない。しかし小島憲之氏は言う「唐六典の令文を受入れる素地は、既に文選の「文賦」や、六朝評論書の文心雕龍・詩品などにみえる文理論を学んでゐたためである」（前掲書七三六頁）と。したがつて、八世紀古代国家の官僚制の必要が、中國文化に対する理解を持ち、歌集や詩集を成立させる文化を育成した面を見落すわけには行かないものである。

もつとも文芸はそれを吸収し消化し風土化してのみはじめて眞の意味の創造につながる。夏目漱石は、日本の現代の開化は外発的であるといった（「現代日本の開化」明治四十四年）。八世紀もまた外発的な開化の時代であつたように思える。それ故に、浜成の歌論は、時代の思潮が必然的に生み出したものではあるけれどもそれ故に、いわば成就した歌論とは成りえず歌学という限定のうちにあって、そ

れが具体的な創造に結びつかない観念論に終らざるをえなかつた。

それに対し、家持の歌と詩の自覚が「丁度花が開くやうにおのづから薔が破れて花弁が外に向ふ」（漱石・前掲書）ように内発的でありえたのは、彼が天平の子であつたことと、すぐれた才能と感性を持ち、あくまでも歌に執しつづけた結果であろう。

しかし、いすれにしろ倭歌に根ざした本格的理論的な歌論の成立はまだ遠い。

注1 下級官人たちの教養についての考察でのめざましい業績に東野治之

『正倉院文書と木簡の研究』（塙書房 昭五二）がある。そのうちの第二章「木簡と上代文学」は、本稿の問題と重なり合つて参考になる。

注2

伊藤博氏に「吉野の赤人たち」（『万葉集の歌人と作品下』）があつて、懷風藻の詩と万葉集の歌を比較しながら次のようにいわれている。「ひとしく吉野の肆宴において公表されたといつても、歌は詩よりも、歌人は詩人よりも、そして歌壇は詩壇よりも、常に劣等の位置に立ち、精神的、物質的に不遇だったと思われるのである」（四二一頁）。とするとここにあげた詩人の地位は、それでも歌人よりも高かつたことはたしかであろう。

注3

三船はこの年から延暦四年（大延）のその歿年まで他の職を兼ねながら、ほぼ、大学頭か文章博士であった。文章博士は弘仁十一年（八二〇）に從五位下相当に上るまで、正七位下の相当官であったから、文人ノ首、正五位上、淡海三船の就任は文章道の地位を高からしめたであろう（從四位下の叙位は、宝龜九年）。なお、宝龜四年には明法博士と共に田を賜っている（『寧楽遺文上』三三七頁）。これも学者優遇のあらわれであろう。